

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定療育機関の取り消し
概要	指定療育機関が処分基準を満たす場合は、その指定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第20条第8項
処分基準	指定療育機関が政令で定める基準に適合しなくなったとき及び児童福祉法第21条の規定に違反したとき、その他指定療育機関に著しく不相当であると認められる理由があるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000199469.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部こころの健康センター（06-6922-8520） 健康局保健所管理課（06-6647-0654）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	自立支援医療の支給認定の取消し
概要	障がい者が、心身の障がい状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったときや他市町村へ居住地変更を行ったときなどは、自立支援医療の支給認定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条
処分基準	支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、障害支給認定を取り消すことができる。 一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。） 三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 四 その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000007739.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000487422.html http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000005863.html https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000478819.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局保健所管理課 健康栄養グループ (06-6647-0662)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定給食施設における栄養管理に関する勧告及び命令
概要	特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者は、当該特定給食施設に管理栄養士を置かなければならない。また、特定給食施設の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従って、適切な栄養管理を行わなければならない。これらの事項に違反して管理栄養士を置かない特定給食施設の設置者に対して、管理栄養士を置くよう勧告及び命令をすることができる。もしくは、適切な栄養管理を行わない特定給食施設の設置者及び、指導助言に従わずに、正当な理由が無くして栄養管理をしない特定給食施設の設置者に対して、適切な栄養管理を行うよう勧告及び命令をすることができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第21条、第22条、第23条 健康増進法施行規則第5条、第7条、第9条
処分基準	1 特定給食施設であって特別の栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が指定するものの設置者が、当該特定給食施設に管理栄養士を置かない場合に、管理栄養士を置くよう勧告をすることができる。または、適切な栄養管理を行わない特定給食施設の設置者及び、指導助言に従わずに、正当な理由が無くして栄養管理をしない特定給食施設の設置者に対して、適切な栄養管理を行うよう勧告をすることができる。 2 前項に規定する勧告を受けた特定給食施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該特定給食施設の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設等における喫煙の禁止等にかかる命令
概要	正当な理由がなく、喫煙禁止場所で喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は喫煙禁止場所からの退出を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第29条 附則第2条 附則第3条
処分基準	<p>正当な理由がなく、次の法第29条第1項第1号から第5号により、特定施設等の区分に応じ規定されている場所で喫煙している場合は、喫煙の中止又は同項第1号から第3号までに規定されている特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1種施設 次に掲げる場所以外の場所 <ul style="list-style-type: none"> イ 特定屋外喫煙場所 ロ 喫煙関連研究場所 2 第2種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所 <ul style="list-style-type: none"> イ 法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室の場所 ロ 喫煙関連研究場所 3 喫煙目的施設 第35条第3項第1号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所 4 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所 5 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所 <p>※附則第2条及び第3条の読み替え規定により、上記喫煙専用室は、喫煙可能室・指定たばこ専用喫煙室を含む。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等
概要	特定施設等の管理権原者等が、喫煙禁止場所に喫煙器具や設備を喫煙ができる状態で設置している場合、喫煙器具の撤去等、喫煙ができないようにするための措置をとるよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第32条
処分基準	<p>1 特定施設等の管理権原者等が、特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置している場合、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告できる。</p> <p>2 前項により勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>3 第1項による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、命令等
概要	喫煙専用室設置施設等の管理権原者に、喫煙専用室の構造又は設備が定められた技術的基準に適合しなくなった場合は、喫煙専用室設置施設等標識等を除去し、当該喫煙専用室が技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止するよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第34条 附則第2条 附則第3条
処分基準	<p>1 喫煙専用室設置施設等の喫煙専用室の構造又は設備が法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなった場合は、当該喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対し、当該喫煙専用室において掲示された喫煙専用室標識及び当該喫煙専用室設置施設等において掲示された喫煙専用室設置施設等標識を直ちに除去し、又は当該喫煙専用室の構造及び設備が法第33条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙専用室の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>2 前項により勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>3 第1項による勧告を受けた喫煙専用室設置施設等の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>※喫煙可能室は、附則第2条の読み替え規定により、喫煙専用室と同一の処分基準となる。 ※指定たばこ専用喫煙室は、附則第3条の読み替え規定により、喫煙専用室と同一の処分基準となる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部健康づくり課 (06-6226-8409)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、命令等
概要	喫煙目的室設置施設の管理権原者に、喫煙場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たしていない場合、又は、喫煙目的室の構造又は設備が定められた技術的基準に適合しなくなった場合は、喫煙目的室設置施設標識等を除去し、当該喫煙目的室が政令で定める要件を満たすまでの間、又は技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止するよう勧告や命令等を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	健康増進法第36条
処分基準	<p>1 喫煙目的室設置施設が法第28条第7号の政令で定める要件を満たしていないと認める場合は、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室設置施設が同号の政令で定める要件を満たすまでの間、当該喫煙目的室設置施設の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>2 喫煙目的室設置施設の喫煙目的室の構造又は設備が法第35条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合しなくなった場合は、当該喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、当該喫煙目的室において掲示された喫煙目的室標識及び当該喫煙目的室設置施設において掲示された喫煙目的室設置施設標識を直ちに除去し、又は当該喫煙目的室の構造及び設備が法第35条第1項の厚生労働省令で定める技術的基準に適合するまでの間、当該喫煙目的室の供用を停止することを勧告することができる。</p> <p>3 前2項により勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>4 第1項又は第2項による勧告を受けた喫煙目的室設置施設の管理権原者が、その勧告に係る措置をとらなかった場合は、当該管理権原者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	就業制限
概要	市長は、一から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症に係る医師からの届出を受けた場合に、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該患者またはその保護者に対し一定の職業（処分基準欄参照）への就業を制限することができます。 なお、就業制限は、法律上課せられる義務であり、行政庁の行為によって課せられるものではないため、就業制限そのものを行政不服審査法で争うことはできません。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第18条、第44条の9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第11条
処分基準	<p>処分基準 市長が一から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき。</p> <p>処分の対象 該当感染症の患者又は無症状病原体保有者。</p> <p>具体的処分 就業制限 就業制限の対象業務 当該者に次のとおり就業制限の対象業務が定められています。 ・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病 及びラッサ熱 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務 ・結核 接客業その他の多数の者に接触する業務 ・ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、特定鳥インフルエンザ、ペスト及び指定感染症 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業 その他多数の者に接触する業務 ・急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務</p> <p>就業制限の期間 感染症の区分に応じ、次のとおり就業制限の期間が定められています。 ・結核、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ及び指定感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間 ・上記以外の感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間</p>
ホームページ	
備考	

整理番号	健康-法不-9
------	---------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	入院措置
概要	市長は、一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するため、当該者またはその保護者に対し入院の勧告を行い、その勧告に従わない者については入院措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 1 9 条、第 2 0 条、第 2 6 条、第 2 6 条の 2、第 4 4 条の 9
処分基準	<p>処分基準 市長が一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 該当感染症の患者</p> <p>具体的措置 当該対象者の入院 最初の入院は 7 2 時間までの措置とし、引き続き入院が必要な場合は感染症の審査に関する協議会の意見を聴いた上で、1 0 日以内の期間を定めて入院期間を延長することがあります。 なお、二類感染症のうち、結核については入院期間の延長は 3 0 日以内となります。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	検体の収去等
概要	市長は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症患者の検体又は当該感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第26条の3、第44条の9
処分基準	<p>処分基準 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるとき</p> <p>処分の対象 ・当該感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者又は当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者 ・当該感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者</p> <p>具体的処分 当該感染症患者の検体又は当該感染症の病原体を提出すべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	検体の採取等
概要	市長は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症患者の検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第26条の4、第44条の9
処分基準	<p>処分基準 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるとき</p> <p>処分の対象 当該感染症を人に感染させるおそれがある動物又はその死体の所有者又は管理者</p> <p>具体的処分 検体を提出し、又は当該職員による当該検体の採取に応ずべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	感染症の病原体に汚染された場所の消毒
概要	市長は、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、当該感染症の患者がいる、又はいた場所等について、その場所を管理する者または代理者等に対し消毒することを命じることができます。 また、当該場所の管理者等に消毒させることが困難なときは、市にて消毒を行い、その消毒にかかった費用は管理者等から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 2 7 条、第 4 4 条の 9、第 6 3 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 1 4 条
処分基準	<p>処分基準 市長が一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者もしくはその代理をする者</p> <p>具体的処分 当該場所の消毒</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	ねずみ族、昆虫等の駆除
概要	市長は、一類から四類感染症及び指定感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、その場所を管理する者または代理者に対し駆除することを命じることができます。 また、当該場所を管理する者に駆除させることが困難なときは、市にて消毒を行い、その消毒にかかった費用は管理者等から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 2 8 条、第 4 4 条の 9、第 6 3 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 1 5 条
処分基準	処分基準 市長が一類から四類感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき 処分の対象 当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理者又はその代理をする者 具体的処分 当該ねずみ族、昆虫等の駆除
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

整理番号	健康－法不－14
------	----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	物件に係る措置
概要	市長は、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具等について、その所持者に対し、当該物件の移動の禁止、消毒、廃棄等を命じることができます。 また、当該所持者に措置をとらせることが困難なときは、市にて消毒等の措置を行い、その措置にかかった費用はその所持者から徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 2 9 条、第 4 4 条の 9、第 6 3 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 1 6 条
処分基準	処分基準 市長が一類から四類感染症、新型インフルエンザ感染症及び指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき 処分の対象 当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者 具体的処分 当該物件の移動の制限、若しくは禁止、消毒、廃棄その他当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	死体の移動制限等
概要	市長が、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体の移動の制限等の措置をとることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第30条、第44条の9
処分基準	<p>処分基準 市長が一類から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 該当感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある死体</p> <p>具体的処分 移動の制限または禁止 24時間以内の火葬または埋葬 (埋葬にあたっては、十分な消毒を行い、市長の許可を受ける必要があります。)</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	生活の用に供される水の使用制限等
概要	市長が、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活に供される水について、その管理者に対し、期間を定めて使用制限等を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 1 条、第 4 4 条の 9
処分基準	<p>処分基準 市長が一類感染症、二類感染症、三類感染症及び指定感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するため 必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 該当感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある生活用 水の管理者</p> <p>具体的処分 使用または給水の制限、または使用の禁止 ただし、使用制限等の期間中、当該生活用水の使用者には、別途、市が生活の用に供される水を供給する。</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	建物に係る措置
概要	市長は、一類感染症及び指定感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある建物について、その感染症のまん延を防止するため必要があり、消毒により難しいときは、期間を定めてその建物への立入りを制限または禁止することができます。 また、その措置では該当感染症のまん延を防止することができず、緊急の必要があると認められるときは、当該建物を封鎖その他必要な措置を講じることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 2 条、第 4 4 条の 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第 8 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 1 7 条
処分基準	<p>処分基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長が一類感染症及び指定感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときであって、消毒によりがたいと認めるとき 2 当該建物への立入り制限、禁止では当該感染症のまん延を防止できないときであって緊急の必要があると認められるときに限る <p>処分の対象</p> <p>当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物</p> <p>具体的処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 期間を定めての当該建物への立入り制限または禁止 2 当該建物の封鎖、その他必要な措置
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	交通の制限または遮断
概要	市長は、一類感染症及び指定感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときであって、消毒により難しいときは、7 2 時間の期間を定めて患者がいる場所その他当該感染症の病原体に汚染された疑いがある場所の交通の制限または遮断をすることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 3 3 条、第 4 4 条の 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令 第 9 条
処分基準	処分基準 市長が一類感染症及び指定感染症のまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときであって、消毒によることができないとき 処分の対象 該当感染症の患者のいる場所その他当該感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所の交通 具体的処分 7 2 時間以内の期間を定めて、交通の制限、または交通の遮断
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的に処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 3)
処分担当名	同上
処分の名称	結核指定医療機関の指定の取消し
概要	結核指定医療機関は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の公費負担医療を担当する医療機関である。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局等があり、結核患者の公費負担医療を担当するためには、届出が必要であるが、結核医療を担当するうえで適切でないときは、その指定を取り消すことがある。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第38条
処分基準	処分基準 結核患者の医療担当を拒否したとき、市長の行う医療に関する指導に従わなかったとき 処分対象 結核指定医療機関 具体的処分 結核指定医療機関の指定取消し
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000344773.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	診療報酬の支払の差止め
概要	感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をしたときは診療報酬の支払いを差し止めることができます。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第43条
処分基準	感染症指定医療機関が正当な理由なく必要な報告の請求及び診療録その他の帳簿書類の検査を拒み、虚偽の報告をしたとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	新感染症に係る消毒その他の措置
概要	市長が新感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第 5 0 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第 2 6 条
処分基準	<p>処分基準 市長が新感染症の発生を予防し、またはそのまん延を防止するために必要があると認めるとき</p> <p>処分の対象 新感染症の病原体に汚染され、または汚染された疑いがある場所、区域、物件、死体、生活用水、建物、その場所にかかる交通</p> <p>具体的処分 場所について：消毒の命令 区域について：ねずみ族、昆虫等の駆除の命令 物件について：移動の制限若しくは禁止、消毒・廃棄の命令 死体について：移動の制限若しくは禁止、 火葬（ただし、十分な消毒を行い、市長の許可を受けたときは、埋葬することができる）の指示、24時間以内の火葬または埋葬の指示、 生活用水について：期間を定めて使用または給水の制限、または使用の禁止の命令 建物について：期間を定めて立入りの制限、または立入りの禁止 交通について：72時間以内の期間を定めて、交通の制限、または交通の遮断</p>
ホームページ	
備考	処分にあたっては、感染症の発生状況、その後の対応等により異なるため、予め具体的な処分の基準を示すことはできません。

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	賠償受給による給付の制限
概要	予防接種法に基づき、定期または臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。ただし、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において給付を行わないことがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法第18条
処分基準	<p>処分基準 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者が、同一の事由について損害賠償を受けたとき</p> <p>処分の対象 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付を受けるべき者</p> <p>具体的処分 給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価格の限度において給付を行わないことがあります。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	賠償受給額相当額の返還命令
概要	予防接種法に基づき、定期または臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。 ただし給付金を受けた者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、受けた給付の額に相当する金額の返還を求めることがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法第18条
処分基準	処分基準 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付金を受けた者が、同一の事由について損害賠償を受けたとき 処分の対象 定期または臨時の予防接種による健康被害に係る給付金を受けた者 具体的処分 給付金を受けたものが同一の事由について損害賠償を受けたときは受けた給付の額に相当する金額の返還を求めることがあります。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	不正受給者からの給付額の徴収
概要	予防接種法に基づき、定期又は臨時の予防接種を受けた者が、重い疾病や障害の状態となったり死亡したときは、その疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、給付金を支給しています。 ただし、偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から受けた給付の額に相当する金額の全部または一部を徴収することがあります。
根拠法令等 及び条項	予防接種法第19条
処分基準	処分基準 予防接種による健康被害に係る給付金を、偽りその他不正の手段により受けたとき 処分の対象 偽りその他不正の手段により給付金を受けた者 具体的処分 偽りその他不正の手段により給付金を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から受けた給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することがあります。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0650)
処分担当名	同上
処分の名称	指定養育医療機関の取り消し
概要	指定養育医療機関が処分基準を満たす場合は、その指定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	母子保健法第20条（児童福祉法第20条第8項を準用する）
処分基準	指定養育医療機関が政令で定める基準に適合しなくなったとき及び児童福祉法第21条の規定に違反したとき、その他指定養育医療機関に著しく不適當であると認められる理由があるとき
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000200366.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	興行場の営業許可取消し・営業停止
概要	興行場法の規定に基づく、興行場の構造設備基準並びに換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置基準は大阪市興行場法施行条例で定められております。その基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は興行場の営業許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	興行場法 （昭和23年7月12日法律 第137号） 第6条
処分基準	1 興行場の構造設備が法第2条第2項の規定に基づく大阪市興行場法施行条例で定める基準、又は法第3条第2項の規定に基づく大阪市興行場法施行条例で定める基準に適合しなくなり、かつ本市の是正指導に従わない場合は、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	公衆浴場の営業許可取消し・営業停止
概要	公衆浴場法では、公衆衛生上必要と認めるときは、許可条件を附することができます。また、法に基づく、公衆浴場の換気、採光、照明、保湿及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置基準は大阪市公衆浴場法施行条例で定められております。その許可条件又は基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は公衆浴場の営業許可を取消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	公衆浴場法（昭和23年7月12日法律 第139号） 第7条
処分基準	1 公衆浴場が、法第2条第4項の規定に基づき附された許可条件を遵守できない営業形態となったとき、又は法第3条第2項の規定に基づく大阪市公衆浴場法施行条例で定める基準に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、法第2条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	旅館業営業許可施設に対する改善命令等
概要	旅館業法の規定に基づく、旅館業の施設の構造設備基準は旅館業法施行令、大阪市旅館業法施行条例で定められております。その基準に適合しなくなった場合は、大阪市長は期間を定めて必要な措置をとるべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第7条の2
処分基準	1 旅館業施設の構造設備が旅館業法第3条第2項の規定に基づく旅館業法施行令、大阪市旅館業法施行条例で定める基準に適合しなくなったときは、期間を定めてこれらの基準を守らせるために必要な措置を命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	旅館業の営業許可取消し・営業停止
概要	旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反したとき等の場合は、大阪市長は旅館業の営業許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	旅館業法（昭和23年7月12日法律 第138号） 第8条
処分基準	事業者が、この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条〔営業の許可〕第2項第3号に該当するに至ったときは、第3条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずる。事業者（事業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業員が、当該営業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。 1 刑法（明治40年法律第45号）第174条〔公然猥褻罪〕、第175条〔猥褻文書頒布罪〕又は第182条〔淫行勧誘罪〕の罪 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する罪（同法第2条〔定義〕第1項第1号から第6号までに掲げる営業に関するものに限る。） 3 売春防止法（昭和31年法律第118号）第2章〔刑事処分〕に規定する罪 4 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）に規定する罪
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容師の業務停止命令
概要	理容師法では、理容の営業を行う場所が制限されており、また、理容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は理容師の業務を期間を定めて停止を命ずることができます。また、理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認める場合は期間を定めて停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第10条第2項
処分基準	<p>1 理容師法第6条の2の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない理容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>2 理容師法第9条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない理容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>3 理容師が伝染性の病気にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第10条第2項 都道府県知事は、理容師が第6条の2若しくは前条の規定に違反したとき、又は理容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容所の閉鎖命令
概要	理容師法では、理容所に必要な措置及び開設者による管理理容師の設置(ただし理容師である従業者の数が常時2人以上の場合に限る)が定められています。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。また、理容師以外の者若しくは理容所において業務の停止処分を受けている理容師に業を行わせたとき大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第14条第1項
処分基準	<p>1 理容所の開設者が理容師法第11条の4の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>2 理容所の開設者が理容師法第12条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>3 理容所の開設者が理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせ、本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>第14条第1項 都道府県知事は、理容所の開設者が、第11条の4若しくは第12条の規定に違反したとき、又は理容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその理容所において理容の業を行わせたときは、期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	理容所の閉鎖命令
概要	理容師法では、理容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて理容所の閉鎖を命ずることができます。ただし、開設者が理容師の違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしていた場合はこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	理容師法 (昭和22年12月24日法律 第234号)第14条第2項
処分基準	1 理容師が理容所において第9条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該理容所の閉鎖を命ずる。 第14条第2項 当該理容所において業を行う理容師が第9条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該理容所の開設者が、理容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしたときは、この限りでない。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	美容師の業務停止命令
概要	美容師法では、美容の営業を行う場所が制限されており、また、美容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は美容師の業務を期間を定めて停止を命ずることができます。また、美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは期間を定めて停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第10条第2項
処分基準	<p>1 美容師法第7条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない美容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>2 美容師法第8条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない美容師に対して、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>3 美容師が伝染性の病気にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第10条第2項 都道府県知事は、美容師が第7条若しくは第8条の規定に違反したとき、又は美容師が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	美容所の閉鎖命令
概要	美容師法では、美容所に必要な措置及び開設者による管理美容師の設置（ただし美容師である従業員の数が常時2人以上の場合に限る）が定められています。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。また、美容師以外の者若しくは美容所において業務の停止処分を受けている美容師に業を行わせたととき大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第15条第1項
処分基準	<p>1 美容所の開設者が美容師法第12条の3の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>2 美容所の開設者が美容師法第13条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>3 美容所の開設者が美容師以外の者若しくは第10条第2項の規定による業務停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。</p> <p>第15条第1項 都道府県知事は、美容所の開設者が、第12条の3若しくは第13条の規定に違反したとき、又は美容師でない者若しくは第10条第2項の規定による業務の停止処分を受けている者にその美容所において美容の業を行わせるときは、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	美容所の閉鎖命令
概要	美容師法では、美容の業を行う場合の講ずべき措置が定められております。これらの規定に違反した場合は、大阪市長は期間を定めて美容所の閉鎖を命ずることができます。ただし、開設者が美容師の違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽くしていた場合はこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	美容師法 (昭和32年6月3日法律 第163号)第15条第2項
処分基準	1 美容師が美容所において第8条の規定に違反し、かつ本市の是正指導に従わない場合は、期間を定めて当該美容所の閉鎖を命ずる。 第15条第2項 当該美容所において美容の業を行う美容師が第8条の規定に違反したときも、前項と同様とする。ただし、当該美容所の開設者が美容師の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督を尽したときは、この限りでない。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	業務従事者に対する業務停止命令
概要	クリーニング所で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、大阪市長は期間を定めてその業務を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第9条
処分基準	<p>1 クリーニング所において、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する営業者又はその使用人が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第9条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	措置命令
概要	クリーニング業法では、クリーニング所（洗たく物を受取及び引渡のみ行うものは除く。）ごとに1人以上のクリーニング師をおかなければなりません。また、業者が行うべき衛生措置等が定められており、さらに、洗濯物の受取及び引渡しの際には、利用者に苦情の申出先を明示しなければなりません。大阪市長はこれらの違反に対し、必要な措置をとるよう指示します。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第10条の2
処分基準	<p>1 クリーニング所の業者がクリーニング業法第3条、第3条の2第2項の規定に違反している場合は、期間を定めてこれらの規定を守らせるために必要な措置を命ずる。</p> <p>2 クリーニング所の業者がクリーニング業法第4条の規定に違反している場合は、期間を定めてこれらの規定を守らせるために必要な措置を命ずる。</p> <p>第10条の2 都道府県知事は、業者が第3条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	クリーニング所の閉鎖命令等
概要	クリーニング業法では、クリーニング所（洗たく物を受取及び引渡のみ行うものは除く。）ごとに1人以上のクリーニング師をおかなければなりません。また、営業者が行うべき衛生措置等が定められており、さらに、洗濯物の受取及び引渡しの際には、利用者に苦情の申出先を明示しなければなりません。大阪市長はこれらの違反に対し、必要な措置をとるよう指示しますが、その指示に従わない場合は閉鎖等を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第11条
処分基準	<p>1 クリーニング所の営業者が第10条の2の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずる。</p> <p>第11条 都道府県知事は、営業者が前条の規定による命令に従わないときは、期間を定めてその営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用の車両のその営業のための使用の停止を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所
処分の名称	廃棄命令及びその他危害除去措置命令
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から、食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第9条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合には、違反食品等の排除及び危害拡大を防止するため、製造者や輸入者等に対して、廃棄命令、回収命令、輸入食品の本国への積み戻し命令等の行政処分を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第59条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表の「行政処分取扱基準」とおりです。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	営業許可の取消し
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第10条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合、健康被害（食中毒）が発生している場合、施設基準に適合しない場合には、市長は営業者に対して営業許可の取消しを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第60条第1項、第61条 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）に設置
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表2の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	営業の禁止又は営業以外の食品供与施設に係る業務の禁止
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第10条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合、健康被害（食中毒）が発生している場合、施設基準に適合しない場合には、市長は業者等に対して、営業の全部若しくは一部の禁止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第60条第1項、第61条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）に設置
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	営業の停止又は営業以外の食品供与施設に係る業務の停止
概要	食品衛生法では、厚生労働大臣は公衆衛生の見地から食品、添加物、器具及び容器包装について成分規格及び製造基準等を定めることができるとされ、この規定に基づいて「食品、添加物等の規格基準」が定められています。また、腐敗等の食品等の販売禁止（食品衛生法第6条）、病肉等の販売禁止（食品衛生法第10条）等の規定が設けられており、不衛生な食品や規格基準に適合しない食品等が市場に流通した場合や健康被害（食中毒）が発生している場合には、違反食品等の排除及び危害拡大を防止するため、市長は営業者等に対して、期間を定めて営業の停止を命じることができます。
根拠法令等及び条項	食品衛生法第60条第1項、第61条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	人体に危害を与えなかった違反については、内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け、また、人体に危害を与えた違反については、危害の拡大のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害の拡大のおそれのある場合とに分け、処分内容を決定しており、詳細は別表の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所
処分の名称	施設の整備改善命令
概要	大阪府食品衛生法施行条例第3条別表第2の基準に違反した場合に、施設の整備改善を命じます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第61条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け処分内容を決定しており、詳細は別表の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	と畜場以外でとさつ又は解体を行う者に対する指示
概要	市長は、と畜場以外の場所で獣畜をとさつし、又は解体を行う者に対して、とさつ又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法に関する指示を行うことができる。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第13条第3項
処分基準	市長が公衆衛生上必要があると認めるとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	とさつ等の禁止、と畜場の消毒等
概要	市長の行なう検査の結果、獣畜が疾病にかかったり、若しくは異常があるために食用にすることができないと認めた場合、あるいは獣畜のとさつ解体により疾病を伝染させる恐れがあると認めた場合に、とさつ等の禁止やと畜場の消毒等の措置を取らせることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第16条 と畜場法施行規則第16条
処分基準	<p>《と畜場法》 （とさつ解体の禁止等）</p> <p>第十六条 都道府県知事は、第十四条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり、若しくは異常があり食用に供することができないと認めたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のとさつ若しくは解体により病毒を伝染させるおそれがあると認めたときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該獣畜のとさつ又は解体を禁止すること。 二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。 三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。 <p>《と畜場法施行規則》 （検査の結果に基づく措置）</p> <p>第十六条 法第十六条の規定に基づく措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 法第十四条第一項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき とさつの禁止 二 法第十四条第二項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第四に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき 解体の禁止 三 法第十四条第三項の規定による検査を行なった場合において獣畜が別表第五の上欄に掲げる疾病にかかり、又は異常があると認めたとき 別表第五の下欄に掲げる部分について廃棄その他食用に供されることを防止するために必要な措置 四 獣畜が法第十四条第六項各号に掲げる疾病のうち伝染性の疾病にかかり、又は異常があり、病毒を伝染させるおそれがあると認めたとき 当該獣畜の隔離、当該獣畜の肉、内臓その他の部分の消毒、病毒に汚染され又は汚染されたおそれのある処理室その他の場所又は物件の消毒その他病毒の伝染を防止するために必要な措置 <p>・別表第四及び第五の内容については、参考資料「と畜不－1」を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	と畜場の許可取消、使用停止等
概要	市長は、と畜場の構造設備が法の基準に合わなくなったときや、獣畜の種類や頭数の制限が定められていると畜場で制限を上回ってとさつ解体が行われた場合に、期間を決めて当該と畜場の使用の制限や停止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第18条第1項
処分基準	<p>《と畜場法》</p> <p>第五条 都道府県知事は、前条第一項の規定により許可の申請があつた場合において、当該と畜場の設置の場所が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該と畜場の構造設備が政令で定める一般と畜場若しくは簡易と畜場の基準に合わないとき、同項の許可を与えないことができる。</p> <p>一 人家が密集している場所</p> <p>二 公衆の用に供する飲料水が汚染されるおそれがある場所</p> <p>三 その他都道府県知事が公衆衛生上危害を生ずるおそれがあると認める場所</p> <p>2 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、前条第一項の規定による許可を受けたと畜場（以下単に「と畜場」という。）につき、その構造設備の規模に応じ、当該と畜場において通例として処理することができる獣畜の種類及び一日当りの頭数を制限することができる。</p> <p>（と畜場の設置の許可の取消し等）</p> <p>第十八条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第四条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。</p> <p>一 当該と畜場の構造設備が第五条第一項の規定による基準に合わなくなったとき。</p> <p>二 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていると畜場において、その制限によらないで獣畜のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>三 第五条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭を超える獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のとさつ又は解体が行われるに至つたとき。</p> <p>四 当該と畜場の設置者又は管理者が、第六条第二項又は第七条第一項若しくは第六項の規定に違反したとき。</p> <p>五 当該と畜場の管理者が、第八条の規定による命令に違反したとき。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	とさつ解体業務の停止、禁止
概要	市長は、と畜業者等がとさつ又は解体を衛生的に管理していない場合やと畜場に作業衛生責任者を設置していない等の衛生的な問題があると認められる場合は、期間を決めて当該と畜場のとさつ若しくは解体の業務の停止あるいは禁止を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	と畜場法第18条第2項
処分基準	<p>《と畜場法》</p> <p>第八条 都道府県知事は、衛生管理責任者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該衛生管理責任者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、と畜場の管理者に対し、その解任を命じることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 前条第二項に規定する職務を怠つたとき。</p> <p>（と畜業者等の講ずべき衛生措置）</p> <p>第九条 （中略）</p> <p>2 と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者（以下「と畜業者等」という。）は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより定め、これを遵守しなければならない。</p> <p>（作業衛生責任者）</p> <p>第十条 と畜業者等は、獣畜のとさつ又は解体を衛生的に管理させるため、と畜場ごとに、作業衛生責任者を置かなければならない。ただし、と畜業者等が自ら作業衛生責任者となつて管理すると畜場については、この限りでない。</p> <p>2 第七条第二項から第七項までの規定及び第八条の規定は、作業衛生責任者について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。</p> <p>（と畜場の設置の許可の取消し等）</p> <p>第十八条</p> <p>2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、と畜業者等に対し、期間を定めて、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を行うことを禁止することができる。</p> <p>一 当該と畜業者等が、第九条第二項又は第十条第一項若しくは第二項において準用する第七条第六項の規定に違反したとき。</p> <p>二 当該と畜業者等が、第十条第二項において準用する第八条の規定による命令に違反したとき。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	事業の許可取消・停止命令
概要	市長は、食鳥処理業者が法律に基づく命令・処分に違反した時、人的欠格事由に該当するに至った時、許可条件に違反した時等に許可の取り消しや事業の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第8条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （許可の基準）</p> <p>第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第八条又は第九条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 心身の故障により食鳥処理の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>四 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの （食鳥処理の事業の許可の取消し等）</p> <p>第八条 都道府県知事は、食鳥処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。</p> <p>二 第五条第一項第一号、第三号又は第四号に該当するに至ったとき。</p> <p>三 第三十六条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。 （許可の条件）</p> <p>第三十六条 第三条又は第六条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所（整備改善命令）、生活衛生課（事業停止命令）
処分の名称	食鳥処理場の整備改善命令等
概要	市長は、食鳥処理業者が法律に基づく構造設備基準に適合しなくなった時に、食鳥処理場の整備改善を命じたり、期間を定めて当該食鳥処理場の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 9 条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （許可の基準）</p> <p>第五条 2 都道府県知事は、第三条の許可の申請に係る食鳥処理場の構造又は設備が厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは、同条の許可をしてはならない。 （食鳥処理の事業の許可の取消し等）</p> <p>第九条 都道府県知事は、食鳥処理業者の食鳥処理場が第五条第二項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったときは、その食鳥処理場の整備改善を命じ、若しくはその整備改善を行うまでの間当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用を禁止し、又は第三条の許可を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則》 （構造設備基準）</p> <p>第二条の二 法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、別表第一のとおりとする。 2 認定小規模食鳥処理業者の当該認定に係る食鳥処理場（法第三条の許可と同時に法第十六条第一項の認定を受けようとする者の当該許可の申請に係る食鳥処理場を含む。）の構造又は設備に係る法第五条第二項の厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、別表第二のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 食鳥処理場の構造設備基準に適合する必要があります。 構造設備基準については、参考資料「食鳥－1」を参照してください。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （06-6208-9996）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	食鳥処理衛生管理者の解任命令
概要	食鳥処理衛生管理者は次の項目に該当する場合に解任が命じられることがある。 ①食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の規定に違反した場合 ②食鳥処理に従事する者の監督の職務を怠ったとき ③食鳥とたい等の異常の有無の確認を適切に行わなかったとき
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第13条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （食鳥処理衛生管理者） 第十二条 2 食鳥処理衛生管理者は、食鳥処理に関してこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないように、食鳥処理に従事する者を監督し、食鳥処理場の構造設備を管理し、その他食鳥処理につき、必要な注意をしなければならない。</p> <p>第十三条 都道府県知事は、食鳥処理衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合であつて当該食鳥処理衛生管理者に引き続きその職務を行わせることが適切でないとき、食鳥処理業者に対し、その解任を命ずることができる。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。 二 前条第二項に規定する職務を怠ったとき。 三 第十五条第七項の規定による確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかつたとき。 （食鳥検査） 第十五条 7 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第十二条第六項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。</p> <p>・法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥－2」を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	食鳥処理衛生管理者の解任命令（認定小規模食鳥処理業者）
概要	認定小規模食鳥処理業者において、確認規定に定める確認に関する事項が厚生労働省の定める基準に適合しておらず、当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き確認を行わせることが適当でないと認められる時は、市長は食鳥処理業者に対して食鳥処理衛生管理者の解任を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第6項
処分基準	食鳥処理事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第5項に規定する確認に係る事項が同項の厚生労働省令で定める基準に適合していなかった場合であって当該確認を行った食鳥処理衛生管理者に引き続き同項の確認を行わせることが適当でないと認めるとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	大阪市食肉衛生検査所
処分の名称	食鳥のとさつ脱羽又は内臓摘出の禁止等
概要	食鳥処理業者は、食鳥検査に不合格になった食鳥等を廃棄又は食用とすることができないようにする措置を講じなければなりません。また、認定小規模食鳥処理業者についても異常が確認された食鳥等を廃棄又は食用とすることができないようにする措置を講じなければなりません。 上記の措置が講じられなかった場合は、市長が廃棄等の措置を命じることができます。
根拠法令等 及び条項	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 20 条
処分基準	<p>《食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律》 （廃棄等）</p> <p>第十九条 食鳥処理業者は、食鳥検査に合格しなかった食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等について、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置を講じなければならない。</p> <p>第二十条 都道府県知事は、前条に規定する食鳥が疾病にかかっているため若しくは同条に規定する食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等が疾病にかかった食鳥に係るものであるため、若しくは同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等に異常があるため食用に供することができないと認めるとき、又は同条に規定する食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等により若しくは同条に規定する食鳥のとさつ、羽毛の除去若しくは内臓の摘出により病原体が伝染するおそれがあると認めるときは、公衆衛生上必要な限度において、次に掲げる措置を採ることができる。ただし、同条に規定する消毒、廃棄又は食用に供することができないようにする措置により、次に掲げる措置の目的が達成される場合にあつては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該食鳥のとさつ、羽毛の除去又は内臓の摘出を禁止すること。 二 当該食鳥の所有者若しくは管理者、食鳥処理業者その他の関係者に対し、当該食鳥の隔離、食鳥処理場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又はその職員にこれらの措置を講じさせること。 三 その職員に、当該食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等について廃棄その他の措置を講じさせること。 <p>・法及び規則で定められている確認の方法等については、参考資料「食鳥－2」を参照してください。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	化製場等の構造設備の改善命令
概要	化製場等の構造設備が第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場等の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場等の設置者に対し、期間を定めて、その構造整備を第4条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第6条の2
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府化製場等に関する法律施行条例第4条で定める基準（参考資料参照）に適合しないとき ・次の法第5条に規定による措置を講じていないと認められるとき <ul style="list-style-type: none"> 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気の処理を十分にすること。 4 大阪府化製場等に関する法律施行条例7条に定める措置 <p>化製場</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原料及び製品の選別及び詰替え、原料の乾燥その他の作業を化製場以外の場所で行わないこと。 (2) 原料を天然乾燥しないこと。 (3) 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。 <p>死亡獣畜取扱場</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 死亡獣畜若しくはこれを解体した物又はこれらを焼却した残渣さ（以下これらを「死亡獣畜等」という。）を埋却する場合にあつては、地表まで一・五メートル以上の余地を残して死亡獣畜等を埋却し、その場所に埋却の年月日を明示すること。 (2) 死亡獣畜等を埋却した場所は、埋却の日から五年間は掘らないこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課
処分の名称	化製場等の許可取消、設備の使用制限又は禁止
概要	化製場等の設置者又は管理者が、第6条の2（構造設備の改善命令）に違反したときは、第3条第1項の許可を取消、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第7条
処分基準	化製場等に関する法律第6条の2の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置許可の取消し
概要	化製場等に関する法律において、第 8 条により準用される魚介類鳥類等製造貯蔵施設の設置許可の取消しについては、法第 7 条の規定を準用し、第 6 条の 2（構造設備の改善命令）に違反したときは、第 3 条第 1 項の許可を取消、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第 8 条
処分基準	化製場等に関する法律第 6 条の 2 の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令等
概要	化製場等に関する法律において、第 8 条により準用される魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備の改善命令等は、第 6 条の 2 の規定を準用します。従いまして、魚介類鳥類等製造貯蔵施設の構造設備が第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなると認めるとき、又は化製場等の管理者が第 5 条の規定による措置を講じていないと認めるときは、当該化製場等の設置者に対し、期間を定めて、その構造整備を第 4 条の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第 5 条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第 6 条の 2、第 8 条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府化製場等に関する法律施行条例第 4 条で定める基準（参考資料参照）に適合しないとき ・ 次の法第 5 条に規定による措置を講じていないと認められるとき <ol style="list-style-type: none"> 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気処理を十分にすること。 4 大阪府化製場等に関する法律施行条例 7 条に定める措置（第 10 条により読替える） <p>第 8 条に規定する製造の施設</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原料の選別及び詰替えその他の作業を第 8 条に規定する製造の施設以外の場所で行わないこと。 (2) 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	動物飼養施設の構造設備の改善命令
概要	動物飼養施設の構造設備の改善命令については、第9条第5項により第6条の2の規定のうち「第4条の規定に基づく条例で定める基準」を「第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準」と読み替え準用します。従いまして、動物飼養施設の構造設備が第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は化製場等の管理者が第5条の規定による措置を講じていないと認めるときは、動物飼養施設の設置者に対し、期間を定めて、その構造整備を第9条第2項の規定に基づく条例で定める基準に適合させるために必要な措置を採るべきことを命じ、又はその管理者に対し、第5条の規定による措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第5条、第6条の2及び第9条第5項 大阪府化製場等に関する法律施行条例第14条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府化製場等に関する法律施行条例第14条で定める基準（参考資料参照）に適合しないとき ・次の法第5条に規定による措置を講じていないと認められるとき <ol style="list-style-type: none"> 1 化製場又は死亡獣畜取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。 2 こん虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。 3 臭気処理を十分にすること。 4 大阪府化製場等に関する法律施行条例7条に定める措置 <p>化製場</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原料及び製品の選別及び詰替え、原料の乾燥その他の作業を化製場以外の場所で行わないこと。 (2) 原料を天然乾燥しないこと。 (3) 原料の運搬容器は、臭気及び汚液の漏れないものを使用し、使用後は、これを十分に洗浄すること。 <p>死亡獣畜取扱場</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡獣畜若しくはこれを解体した物又はこれらを焼却した残渣さ（以下これらを「死亡獣畜等」という。）を埋却する場合にあっては、地表まで一・五メートル以上の余地を残して死亡獣畜等を埋却し、その場所に埋却の年月日を明示すること。 (2) 死亡獣畜等を埋却した場所は、埋却の日から五年間は掘らないこと。ただし、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	動物飼養施設の許可取消、設備の使用制限又は禁止
概要	化製場等の設置者又は管理者が、第6条の2（構造設備の改善命令）に違反したときは、第9条第1項の許可を取消、又はその設置者若しくは管理者に対し期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	化製場等に関する法律第7条、第9条第5項
処分基準	化製場等に関する法律第6条の2の命令に違反したとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所環境衛生監視課
処分の名称	専用水道設置者等に対する改善指示等
概要	大阪市長は、専用水道において、法第5条の施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行います。また、水道技術管理者が継続して職務を怠った場合は水道技術管理者の変更を勧告します。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示します。
根拠法令等 及び条項	水道法第36条
処分基準	<p>（第1項関係） 専用水道において、法第5条に規定する施設基準に適合しなくなったと認め、かつ国民の健康を守るため緊急に必要であると認めるときは、当該施設設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。 なお、改善に要すべき期間については、次の事項等を勘案して定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改善すべき施設の範囲 2 工事の規模等に応じた調査、設計、資金調達、所要手続等の準備期間 3 工事の施工に必要な期間 <p>（第2項関係） 水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、当該施設設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>（第3項関係） 簡易専用水道の管理が、水道法第39条第3項に規定する報告の徴収、立入検査等の結果、同法施行規則第55条に規定する管理基準に適合していないと認めるときは、当該施設設置者に対して、期間を定めて清掃その他必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	専用水道設置者等に対する給水停止命令
概要	大阪市長は、専用水道において、法第5条の施設基準に適合しなくなった場合、改善の指示を行います。また、水道技術管理者が継続して職務を怠った場合は水道技術管理者の変更を勧告します。簡易専用水道の管理が厚生労働省令に定める管理基準に適合しなくなった場合、必要な措置を採るよう指示します。専用水道、簡易専用水道の設置者がこれら改善の指示等に従わない場合は給水停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	水道法第37条
処分基準	<p>法第36条第1項又は第3項に定める改善の指示に従わず、給水をそのまま継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該施設設置者に対して、その指示に係る事項を履行するまでの間、給水を停止すべきことを命ずることができる。</p> <p>法第36条第2項に定める勧告に従わず、併せて給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該施設設置者に対して、その勧告を履行するまでの間、給水の停止を命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	墓地等に対する許可の取消し等
概要	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、墓地、納骨堂又は火葬場の管理等が公衆衛生その他公共の福祉の見地から見て不相当であると認められる場合に、大阪市長は墓地等の施設の整備改善若しくはその使用の制限等を命じ、さらには経営許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	墓地、埋葬等に関する法律 （昭和23年5月31日法律 第48号） 第19条
処分基準	<p>1 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設について、老朽化等により公衆衛生その他公共の福祉の見地から整備改善の必要があると判断した場合は当該施設の改善整備、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことがある。</p> <p>2 法第10条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すことがある。</p> <p>(1) 正当な理由なく許可の日から6月経過しても工事に着手しないとき。</p> <p>(2) 工事に着手の後、1年を経過しても工事が完成しないとき。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建築物所有者への改善命令等
概要	店舗、事務所、旅館等の用途に使用され、その用途部分の延べ面積が3,000m ² 以上の建築物（学校教育法第1条に規定する学校にあつては、8,000m ² 以上）を特定建築物という。大阪市が報告聴取・行政検査等を行った特定建築物において、その維持管理状況が著しく不適当な場合は、大阪市長は改善命令または使用停止、使用制限の処分を行うことができます。
根拠法令等 及び条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条
処分基準	法第11条第1項（報告聴取・行政検査等）の規定による権限を行使した場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない又はそこなうおそれのある事態が存在すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	有害物質を含有する家庭用品の回収・改善命令等
概要	<p>有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律において、基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売等により人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることなどを命ずることがあります。</p> <p>また、家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収など措置をとるべきことを命ずることがあります。</p>
根拠法令等 及び条項	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 第6条 (昭和48年10月12日法律 第112号)
処分基準	<p>1 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第4条第1項又は第2項の規定により基準が定められた家庭用品の製造、輸入又は販売の事業を行なう者がその基準に適合しない家庭用品を販売し、又は授与したことにより人の健康に係る被害が生ずるおそれがあると認める場合において、当該被害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>2 家庭用品によるものと認められる人の健康に係る重大な被害が生じた場合において、当該被害の態様等からみて当該家庭用品に当該被害と関連を有すると認められる人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質が含まれている疑いがあるときは、当該被害の拡大を防止するため必要な限度において、当該家庭用品の製造又は輸入の事業を行なう者に対し、当該家庭用品の回収を図ることその他当該被害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当)名	同上
処分の名称	法令等の違反に対する措置及び業務停止命令
概 要	<p>大阪市保健所長は、医療法人の業務若しくは会計が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該医療法人に対し期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、その命令に従わないときは、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解任を勧告することができます。</p> <p>なお、大阪市保健所長は、業務の停止を命じ、又は役員解任を勧告するに当たっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第64条
処分基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和61年6月26日健政発第410号)</p> <p>病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について (平成2年3月1日健政発第110号)</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

不利益処分個別票

所管局部課 (担当)名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分課 (担当)名	同上
処分の名称	社会医療法人の認可取消及び業務停止命令
概 要	<p>大阪市保健所長は、社会医療法人が要件を欠くに至ったとき、定款又は寄付行為で定められた業務以外の業務を行ったとき、収益業務から生じた収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の経営に充てないとき、収益業務の継続が社会医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障があると認めるとき、不正の手段により認定を受けたとき、医療法又医療法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該社会医療法人の認定を取り消し、又は期間を定めて収益業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。</p> <p>なお、大阪市保健所長は、認定を取り消すに当たっては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。</p>
根拠法令等 及び条項	第64条の2
処分基準	「社会医療法人の認定について」(平成20年3月31日医政発第0331008号厚生労働省医政局長通知)による。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所保健医療対策課 医療法人グループ (06-6647-0681)
処分担当名	同上
処分の名称	設立認可の取消処分
概 要	<p>大阪市保健所長は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後 1 年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができます。(医療法第 6 5 条)</p> <p>また、大阪市保健所長は、医療法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく大阪市保健所長の命令に違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができないときに限り、設立の認可を取り消すことができ、その場合においては、あらかじめ大阪府医療審議会の意見を聴かなければなりません。(医療法第 6 6 条)</p>
根拠法令等 及び条項	医療法第 6 5 条、第 6 6 条
処分基準	<p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和 61 年 6 月 26 日健政発第 410 号)</p> <p>病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について (平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号)</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000089534.html
備 考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	廃棄等の命令
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、不正表示または不良な医薬品等があった場合には、その医薬品等を廃棄、回収その他の措置を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第70条第1項、第3項 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	第70条第1項の規定による命令に従わないとき、又は緊急の必要があるときは、同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、又はその他の必要な処分をさせる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令等
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、医薬品の販売業者等に対し、医薬品の製造管理、医薬品の製造・販売に係る構造設備が定められた基準に適合しない場合については改善命令等を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第2項、3項、4項 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	1 薬局製剤製造販売業者に対して、その製造管理若しくは品質管理の方法によって医薬品が第56条に該当するようになるおそれがある場合においては、その製造管理若しくは品質管理の方法の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間その業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。 2 薬局製剤製造業者に対して、その構造設備が、第13条第5項の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によって医薬品が第56条に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部を使用することを禁止する。 3 医薬品の販売業者等が、その構造設備が第5条第1号、第26条第4項第1号に基づく厚生労働省令で定める基準に適合せず、又はその構造設備によって医薬品が第56条に該当するようになるおそれがある場合においては、その構造設備の改善を命じ、又はその改善を行うまでの間当該施設の全部若しくは一部の使用を禁止する。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	業務の体制整備命令
概要	厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合においては、基準に適合するようにその業務の体制を整備することを命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の2第1項 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	薬局開設者又は店舗販売業者に対して、その薬局又は店舗が第5条第2号又は第26条第4項第2号の規定に基づく厚生労働省令で定める基準に適合しなくなった場合においては、当該基準に適合するようにその業務を行う体制を整備することを命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	広告の中止命令
概要	無承認医薬品等の広告禁止規定に違反した薬局開設者等に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止する措置を採るべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条の5 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	1 無承認医薬品等の広告禁止規定に違反した薬局開設者等に対し、その行為を中止する命令を下す。 2 無承認医薬品に係る広告違反があるときは、特定電気通信役務提供者に対し、送信防止措置を講ずることを要請する。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理者等の変更命令
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局の管理者又は店舗管理者等が薬事法その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があり、その者が管理者として不適当であると認められるときは、薬局開設者の開設者に対して、その変更を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第73条 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	薬局の管理者又は店舗管理者等について、その者にこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき又はそのものが管理者として不適当であると認められるときは、その薬局開設者又は販売業者等に対して、その変更を命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	承認の取消し等
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、承認を与えた医薬品が、その申請にかかる効能、効果または性能を有すると認められない場合等、医薬品としての使用価値がないと認められる場合には、その承認を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第74条の2 (昭和35年8月10日法律 第145号)
処分基準	薬局製剤製造販売承認を受けた医薬品が次の（１）～（３）いずれかに該当するに至ったと認められるときは、その承認を取り消さなければならない。 （１） 申請に係る医薬品が、その申請にかかる効能、効果又は性能を有すると認められないとき。 （２） 申請に係る医薬品が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品としての使用価値がないと認められるとき。 （３） （１）又は（２）に掲げる場合のほか、医薬品として不適当なものとして厚生労働省が定める場合に該当するとき。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取消し等
概要	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局等又は医薬品の販売業者がこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があった場合、その許可を取り消し、または期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項 (昭和35年8月10日法律 第145号) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による処分基準 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口にて設置)
処分基準	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律において、薬局等又は医薬品の販売業者がこの法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があった場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第75条第1項の規定による処分基準に基づき処分を行う。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	回収等の命令
概要	毒物及び劇物取締法において、毒物劇物業者の行なう毒物及び劇物の廃棄の方法が法律の基準に適合せず、不特定多数の者に対して保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合は、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第15条の3 (昭和25年12月28日法律 第303号)
処分基準	毒物劇物業者の行う毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法が第15条の2の政令で定める基準に適合せず、これを放置しては不特定又は多数の者については、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあると認められるときは、その者に対し、当該廃棄物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9986)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	登録等の取消等
概要	毒物及び劇物取締法において販売業者及びその所有する設備がこの法律に違反している場合は、期間を定めて基準に適合させるために必要な措置をとるよう命ずることがあり、命令を受けた者が、その指定された期間内に必要な措置を取らない場合又は特定毒物研究者について、この法律またはこれに基づく処分に違反する行為があった場合は、その登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消し、又は期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	毒物及び劇物取締法第19条(昭和25年12月28日法律 第303号) 毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項の規定による処分の基準 (健康局生活衛生部生活衛生課窓口に設置)
処分基準	「毒物及び劇物取締法第19条第2項又は第4項の規定による処分の基準」に基づき処分を行う。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	認定の取消し
概要	都道府県知事等（大阪市）は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第9条 公害健康被害の補償等に関する法律施行規則第9条 公害健康被害補償法に基づくぜん息性気管支炎の認定について（昭和55年5月20日環保業第331号） 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について（平成13年5月24日環保企第587号）
処分基準	第9条 都道府県知事は、公害健康被害認定審査会の意見をききその認定に係る者の指定疾病がなおつたと認めるときは、認定を取り消すものとする。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	障害補償費の支給の減額改定
概要	障害補償費の支給を受けている者は、指定疾病による障害の程度につき1年ごとに、また障害補償費の支給に関し特に必要があると認めるときは、診査を受けなければなりません。診査の結果、障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいてその障害の程度に応じて障害補償費の額が改定（減額）されます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第2項 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準（昭和49年8月31日環境庁告示第47号）
処分基準	第28条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。 2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なる場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第25条第1項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至った同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。 5 障害補償費の額の算定の基礎となる障害補償標準給付基礎月額に変更があつたときは、障害補償費の額は、改定されるものとする。 6 第2項（第4項において準用する場合を含む。）又は前項の規定により障害補償費の額が改定されたときは、改定後の額による障害補償費の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。 第25条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	障害補償費の支給の打切り
概要	障害補償費の支給を受けている者は、指定疾病による障害の程度につき1年ごとに、また障害補償費の支給に関し特に必要があると認めるときは、診査を受けなければなりません。診査の結果、障害の程度が従前の障害の程度と異なると認める場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいてその障害の程度が政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給が打ち切られます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第2項 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号） 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第10条に規定する指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準（昭和49年8月31日環境庁告示第47号）
処分基準	第28条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。 2 都道府県知事は、前項の診査の結果、その者の指定疾病による障害の程度が従前の障害の程度と異なる場合においては、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、新たな障害の程度が第25条第1項の政令で定める他の障害の程度に該当するときは新たに該当するに至った同項の政令で定める障害の程度に応じて障害補償費の額を改定し、新たな障害の程度が同項の政令で定める障害の程度に該当しないときは障害補償費の支給を打ち切るものとする。 第25条 都道府県知事は、その認定に係る被認定者（政令で定める年齢に達しない者を除く。）の指定疾病による障害の程度が政令で定める障害の程度に該当するものであるときは、当該被認定者の請求に基づき、公害健康被害認定審査会の意見をきいて、その障害の程度に応じた障害補償費を支給する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0713)
処分担当名	同上
処分の名称	未受診者による障害補償費支給の一時差止
概要	障害補償費の支給を受けている者は、指定疾病による障害の程度につき1年ごとに、また障害補償費の支給に関し特に必要があると認めるときは、診査を受けなければなりません。支給を受けている者が、正当な理由がなく診査を受けなかったときは、障害補償費の支給が一時差止められます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第28条第7項 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第109号） 公害健康被害補償法等の施行について（昭和49年9月28日環保企第110号）
処分基準	第28条 障害補償費の支給を受けている者は、当該指定疾病による障害の程度につき、指定疾病の種類に応じて政令で定める期間ごとに、都道府県知事の診査を受けなければならない。都道府県知事が、障害補償費の支給に関し特に必要があると認めて診査を受けるべき旨を命じたときも、同様とする。 7 障害補償費の支給を受けている者が、正当な理由がなく第1項の診査を受けなかったときは、都道府県知事は、障害補償費の支給を一時差止めることができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	療養義務違反による補償給付の支給制限
概要	被認定者が、正当な理由なく療養に関する指示に従わなかったときは、補償給付の全部または一部が支給されなくなります。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第42条
処分基準	第42条 被認定者又は被認定者で第25条第1項の政令で定める年齢に達しないものを養育している者が、正当な理由がなく療養に関する指示に従わなかったときは、都道府県知事は、補償給付の全部又は一部を支給しないことができる。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	受診命令拒否等による補償給付の一時差止
概要	補償給付を受けている者が、報告または文書等の提出の求めに正当な理由なくこれに従わず、または虚偽の報告や文書を提出したり、または補償給付の支給に関して医師の受診の命令に正当な理由なくこれに従わないときは、補償給付が一時差止めされます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第138条
処分基準	<p>第138条 補償給付を受けることができる者が、第136条の規定により報告又は文書その他の物件の提出を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の記載をした文書を提出し、又は正当な理由がなく前条の規定による命令に従わないときは、都道府県知事は、その者に対する補償給付を一時差し止めることができる。</p> <p>第136条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。</p> <p>第137条 都道府県知事は、認定又は補償給付の支給に関し必要があると認めるときは、認定又は補償給付を受け、又は受けようとする者に対し、その認定又は補償給付の支給に係る者について、当該都道府県知事の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	公害医療機関への支払一時差止
概要	公害医療機関が、報告や診療録等書類の提出や提示の求めに対し、正当な理由がなくこれに従わずまたは虚偽の報告をしたり、質問に対して正当な理由なく答弁せずまたは虚偽の答弁をしたりしたときは、公害診療報酬の支払いが一時差止められます。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第139条第4項
処分基準	<p>第139条 都道府県知事は、療養の給付に関し必要があると認めるときは、公害医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求め、公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対して出頭を求め、又はその職員に、公害医療機関の施設に立ち入り、関係者に質問させ、若しくはその設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 公害医療機関が、第1項の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は公害医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者が、同項の規定により出頭を求められて、正当な理由がなくこれに従わず、同項の規定による質問に対して、正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、都道府県知事は、当該公害医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000018210.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設の改善、停止命令
概要	一般廃棄物処理施設の構造、維持管理が基準に適合していない場合など、許可（届出）者に対して、期限を定めて当該一般廃棄物処理施設に必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	83
処分基準	<p>許可施設においては次の各号のいずれかに該当するとき</p> <p>1 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p> <p>2 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。</p> <p>3 第八条第一項の許可を受けた者が違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。</p> <p>4 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p> <p>届出施設においては、第九条の三第一項の届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第八条第二項の届出書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について第九条の三第八項の届出を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。</p>
ホームページ	
備考	

整理番号	健康-法不-84
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設の許可の取消し
概要	一般廃棄物処理施設の許可者が、欠落条項に該当したり、特に重い違反行為、改善命令等への違反及び不正な手段により許可を受けたときは、許可を取り消します。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2第1項
処分基準	次の各号のいずれかに該当するとき 1 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。 2 前条第一項第三号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。 3 不正の手段により許可又は変更の許可を受けたとき。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設の許可の取消し
概要	一般廃棄物処理施設の構造、維持管理、許可を受けた者の能力が基準に適合していない場合などは、許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の2第2項
処分基準	次の各号のいずれかに該当するとき 1 第八条第一項の許可に係る一般廃棄物処理施設の構造又はその維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三に規定する技術上の基準又は当該許可に係る第八条第二項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画（これらの計画について前条第一項の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。 2 第八条第一項の許可を受けた者の能力が第八条の二第一項第三号に規定する環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき。 3 第八条第一項の許可を受けた者が第八条の二第四項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	一般廃棄物処理施設設置計画の改善・停止命令
概要	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により届出があった場合において、当該届出に係る一般廃棄物処理施設が技術上の基準に適合していないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日（一般廃棄物の最終処分場については、60日）以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第3項
処分基準	一般廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していないとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	土地の形質変更に対する計画変更命令
概要	廃棄物が地下にある土地として指定されている区域内において、土地の形質の変更届出があった場合、その届出の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の19第4項
処分基準	次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないとき 1 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。 2 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。 3 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。 4 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。 5 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。 6 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。 7 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。 8 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	土地の形質変更に係る措置命令
概要	廃棄物が地下にある土地として指定されている区域内において、環境省令で定める基準に適合しない土地の形質の変更が行われた場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該土地の形質を変更した者に対し、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の10第1項
処分基準	次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさないとき 1 廃棄物を飛散、又は流出させないものであること。 2 埋立地から可燃性ガス又は悪臭ガスが発生する場合には、換気又は脱臭その他必要な措置を講ずるものであること。 3 土地の形質の変更により埋立地の内部に汚水が発生し、流出するおそれがある場合には、水処理の実施その他必要な措置を講ずるものであること。 4 令第三条第三号ホの規定による土砂の覆いの機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために土砂の覆いに代替する措置を講ずるものであること。 5 土地の形質の変更により埋立地に設置された設備の機能を損なうおそれがある場合には、当該機能を維持するために埋立地に設置された設備に代替する措置を講ずるものであること。 6 土地の形質の変更に係る工事が完了するまでの間、当該工事に伴って生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないことを確認するために必要な範囲内で放流水の水質検査を行うものであること。 7 前号の規定による水質検査の結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずるものであること。 8 石綿含有一般廃棄物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が地下にあることが法第十五条の十八第一項の指定区域台帳から明らかな場合には、土地の形質の変更により当該廃棄物の飛散による生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないよう必要な措置を講ずるものであること。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	設置後等の水質検査についての措置命令
概要	浄化槽管理者が、正当な理由がなくて、浄化槽法第7条第1項の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったときには、期間を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第7条の2第3項
処分基準	正当な理由なく、水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	定期検査の水質検査についての措置命令
概要	浄化槽管理者が、正当な理由がなくて、浄化槽法第11条第1項の水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったときには、期間を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第12条の2第3項
処分基準	正当な理由なく、水質検査を受けるべき旨の勧告に係る措置をとらなかったとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の使用停止・改善命令
概要	浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 1 2 条第 2 項
処分基準	浄化槽の保守点検の技術上の基準（参考資料参照）又は浄化槽の清掃の技術上の基準（参考資料参照）に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認められるとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の清掃についての必要な指示
概要	浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができます。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 4 1 条第 1 項
処分基準	浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	浄化槽の清掃についての許可の取消し等
概要	浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が許可の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が命令に違反等を行った場合は、その許可を取消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	浄化槽法第 4 1 条第 2 項
処分基準	次のいずれかに該当する場合は、許可の取消し、又は六月以内の期間をさだめてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 ○浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が法第36条第 1 号の許可の基準（参考資料参照）に適合しなくなったとき ○浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するとき 1. 第12条第 2 項の命令に違反したとき。 2. 不正の手段により第35条第 1 項の許可を受けたとき。 3. 第36条第 2 号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。 4. 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 5. 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	登録の取消し
概要	第1種動物取扱業者が適正な動物の取扱い等を行っていない、または不正な手段で登録を取得した場合、登録の取消しや一定の期間業務の全部若しくは一部の停止を市長は命じることができます。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第19条
処分基準	<p>第1種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 不正の手段により第1種動物取扱業者の登録を受けたとき。</p> <p>二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなったとき。</p> <p>四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなったとき。</p> <p>五 第十二条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号の二から第九号までのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。</p>
ホームページ	
備考	

整理番号	健康－法不－95
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	勧告及び命令
概要	第1種動物取扱業者が環境省が定める遵守基準を遵守していない場合及び第1種動物取扱業者が動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受講させていない場合に、市長は勧告や命令することができます。この命令に従わなかった場合、登録の取消しや業の停止命令の処分を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第23条
処分基準	<p>第1種動物取扱業者が第21条第1項又は第4項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>第1種動物取扱業者が第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第22条の5の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9996)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	周辺の生活環境の保全に係る措置命令
概要	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言のほか、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。 勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条第3項 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条
処分基準	次の各号のいずれかに該当するものが、周辺地域の住民（以下「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であつて、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となつておりと認められる事態及び周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態とする。 1 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音 2 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気 3 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛 4 動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9996)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	動物の飼養又は保管に係る措置命令
概要	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第25条第4項 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条の2
処分基準	次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、職員の指導に従わず、又は職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。 1 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。 2 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。 3 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみそその他の衛生動物が発生していること。 4 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。 5 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。 6 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	許可の取消し
概要	いったん許可を受けて特定動物を飼養又は保管している者にあっても、その許可を不正の手段によって受けたことが明らかになった場合、特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養または保管の方法が許可基準に適合しなくなった場合、許可取得者が欠格事項に該当するようになった場合、動物の愛護及び管理に関する法律に違反した場合、または本法に基づく違反または処分に違反した場合、大阪市長は特定動物の飼養許可を取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第 2 9 条
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を不正の手段によって受けたことが明らかになった場合 ・ 飼養又は保管の目的が許可の基準に適合しなくなった場合 ・ 特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養または保管の方法が許可基準に適合しなくなった場合 ・ 許可取得者が欠格事項に該当するようになった場合 ・ 本法に基づく命令または処分に違反した場合
ホームページ	
備考	

整理番号	健康－法不－99
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室（大阪市動物管理センター分室）
処分の名称	特定動物飼養者に対する措置命令等
概要	特定動物飼養者が環境大臣が定める方法で特定動物を飼養または保管していない場合または、許可条件に違反している場合であって、当該特定動物による人の生命等への危害を防止する必要がある場合には、当該飼養者に対し必要な措置をとるべきことを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第32条
処分基準	特定動物飼養者が環境大臣が定める方法で特定動物を飼養または保管していない場合又は許可条件に違反している場合であって、当該特定動物による人の生命等への危害を防止する必要がある場合
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	温泉利用許可の取消し等
概要	温泉法に基づき、公衆衛生上必要があると認める場合には、大阪市長は温泉の利用の制限、危害予防の措置を命ずること、又は温泉の利用許可の取り消すことができます。
根拠法令等 及び条項	温泉法 （昭和23年7月10日法律 第125号） 第31条
処分基準	1 公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、法第15条第1項の許可を取り消すこと又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所
処分の名称	食品表示基準を遵守すべき旨の命令
概要	食品表示法第6条第1項、第3項に係る指示に従わなかった場合に、その指示に係る措置をとるように命じることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第6条第5項 ・食品表示基準 <p>(https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_18.pdf)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第6条第1項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第12条第1項の規定に基づく申出の手續を定める命令 ・食品表示法第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令 ・食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	食品表示基準に定められた表示がされていない食品の販売をし、又は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に定められた事項を遵守しない食品関連事業者があるときに、食品表示法第6条第1項及び第3項に基づき指示したにもかかわらず、正当な理由なしにその指示に係る措置をとらなかったときは、当該食品関連事業者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所
処分の名称	食品の回収その他必要な措置命令
概要	アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法第 6 条第 8 項 ・ 食品表示基準 (https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_18.pdf) ・ 食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 ・ 食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第 1 条に定められている事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売しようとする場合に、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため、緊急の必要があると認めるときは、食品表示法第 6 条第 8 項に基づき、食品関連事業者等に対し回収その他必要な措置を命じることができます。
ホームページ	
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 （ 06－6208－9991 ）
処分課（担当）名	健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所
処分の名称	業務停止命令
概要	アレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項として内閣府令で定めるものについて、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため緊急の必要があると認めるときは、食品関連事業者等に対し、期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止することを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法第 6 条第 8 項 ・ 食品表示基準 https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_cms101_200716_18.pdf <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令 ・ 食品表示法に基づく行政処分等事務取扱要領（健康局生活衛生部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口）に設置
処分基準	食品表示法第 6 条第 8 項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令第 1 条に定められている事項について、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をし、又は販売しようとする場合に、消費者の生命又は身体に対する危害の発生又は拡大の防止を図るため、緊急の必要があると認めるときは、食品表示法第 6 条第 8 項に基づき、食品関連事業者等に対し、期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止することができます。
ホームページ	
備考	

整理番号	健康－法不－106
------	-----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給認定の取消し
概要	児童福祉法の規定に基づき処分基準に該当する場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定について取り消しを行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の6 児童福祉法施行令第22条の3 児童福祉法施行規則第7条の28
処分基準	次に掲げる事項に該当する場合。 1. 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、その疾病の状態、治療の状況等からみて指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。 2. 医療費支給認定保護者が、医療費支給認定の有効期間内に、当該都道府県以外の都道府県の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。 3. その他政令で定めるとき。(児童福祉法第19条の3第1項又は第19条の5第1項の規定に基づく申請に関して、虚偽の申請をした場合)
ホームページ	http://www.cityv.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371478.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0654)
処分担当名	同上
処分の名称	指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し
概要	児童福祉法の規定に基づき処分基準に該当する場合には、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取り消し、又は期間を定めて指定小児慢性特定疾病医療機関の全部若しくは一部の効力の停止を行います。
根拠法令等 及び条項	児童福祉法第19条の18 児童福祉法施行令第22条の9
処分基準	次に掲げる事項に該当する場合。 1. 指定小児慢性特定疾病医療機関が、児童福祉法第19条の9第2項第1号から第3号まで、第9号又は第10号のいずれかに該当するに至ったとき。 2. 指定小児慢性特定疾病医療機関が、児童福祉法第19条の9第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 3. 指定小児慢性特定疾病医療機関が、児童福祉法第19条の11又は第19条の12の規定に違反したとき。 4. 小児慢性特定疾病医療費の請求に関し不正があつたとき。 5. 指定小児慢性特定疾病医療機関が、児童福祉法第19条の16第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6. 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者又は従業者が、児童福祉法第19条の16第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7. 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。 8. 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9. 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10. 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。 11. 指定小児慢性特定疾病医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるに至ったとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000286838.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局生活衛生部生活衛生課 (06-6208-9981)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	外国人滞在施設経営事業の業務改善命令等
概要	国家戦略特別区域法の規定に基づき、外国人旅客の滞在に必要な役務の提供等の政令で定める要件が定められています。その要件に適合しなくなった場合は、大阪市長は当該認定事業を当該要件に該当させるために必要な措置をとるべきことを命ずることがあります。 また、欠格事由に該当するに至ったとき等は、認定を取り消し、又は1年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	国家戦略特別区域法 （平成25年12月13日法律 第107号） 第13条第12項及び第13項
処分基準	別紙のとおり
ホームページ	
備考	

整理番号	健康－法不－109
------	-----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	特定医療費（指定難病）の支給認定の取消し
概要	処分基準に該当する場合、指定難病（特定医療費）支給認定を取り消すことができる。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律第 1 1 条第 1 項
処分基準	次に掲げる場合には、支給認定を取り消すことができる。 1 支給認定を受けた患者が、法第七条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるとき。 2 支給認定患者等が、支給認定の有効期間内に、本市以外の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。 3 支給認定患者等が、正当な理由がなく、法第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定による命令に応じないとき。 4 その他政令で定めるとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428145.html
備考	

整理番号	健康一法不-110
------	-----------

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医療機関への措置命令
概要	勧告を受けた指定医療機関の開設者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第 2 2 条第 3 項
処分基準	指定医療機関に対し法第 1 6 条又は 1 7 条の規定を遵守すべきことの勧告をした場合において、当該勧告を受けた指定医療機関の開設者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定医療機関の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html
備考	

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医療機関の指定の取消し
概要	処分基準に該当する場合、指定難病指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定難病指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）第 2 3 条第 1 項
処分基準	<p>次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定医療機関に係る指定医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定医療機関が、法第十四条第二項第一号、第二号、第八号又は第九号のいずれかに該当するに至ったとき。 2 指定医療機関が、第十四条第三項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 3 指定医療機関が、第十六条又は第十七条の規定に違反したとき。 4 特定医療費の請求に関し不正があったとき。 5 指定医療機関が、第二十一条第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 6 指定医療機関の開設者又は従業者が、第二十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 7 指定医療機関が、不正の手段により指定医療機関の指定を受けたとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 9 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 10 指定医療機関が法人である場合において、その役員等のうちに指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。 11 指定医療機関が法人でない場合において、その管理者が指定医療機関の指定の取消し又は指定医療機関の指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるに至ったとき。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428819.html
備考	